

公布された規則のあらまし

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第3号）

- 1 現業職給料表の給料月額を改定することとした。（別表第1関係）
- 2 1に伴い、現業職給料表昇格時号給対応表を改正することとした。（別表第5関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。